社会福祉学教育における社会福祉哲学の位相

志水幸*

「我々は哲学の丘に登る。それは絶えず目に見える天空を見上げるためでなく、下界の人間の世界を一つの全体として抱擁するために」(Arnold Toynbee)

阿部志郎・河幹夫 (2008) 人と社会ー福祉の心と哲学の丘.中央法規, 190頁.

抄 録:本稿では、社会福祉学教育における社会福祉哲学の位相を検討した。その結果は、以下のとおり約言される。

第一に、社会福祉学教育を規定する内的基準では、社会福祉の哲学は明示的に表現されていないものの、社会福祉が目指すべき理念を基盤とし、その実践的展開は価値や倫理に体現されていた。また、国家試験受験資格取得教育に係る外的基準では、社会福祉の哲学や原理の文言が散見されるものの、その内実は枠組み無き内容の拡散化が看取された。

第二に、日本社会福祉教育学校連盟の加盟校を対象とする調査結果では、社会福祉哲学に関連する科目開講が極めて少ない状況が明らかになった。また、その内容についても、先述と同様に枠組み無き拡散化が明らかになった。

第三に、枠組み無き内容の拡散化の要因として、社会福祉学教育の全体を俯瞰する視座の確立と研究・教育・実践・利用者の四者関係の循環の必要性について指摘した。

第四に、そのためには、国家試験受験資格取得教育から一定の距離を置き、学問としての独立性を確立すべきことを提言した。

キーワード: 社会福祉、教育、哲学

I 緒 言

わが国の社会福祉学は、異なる源流をもつ"ソーシャルワーク(交換的正義)"と"社会福祉政策(分配的正義)"との位相を包摂する学問分野である。この二つの正義は、時に矛盾する。

かつて、イギリスのグラスゴー大学において、行政主導型福祉サービスのあり方に係る疑問を端緒とした若手研究者のプロジェクトが組成された。その研究成果が、N. Timms, D. Watson(1978)*Philosophy In Social Work*¹⁾である。近年、当該著作の邦訳者である関家新助は、大学教育と国家資格との関連について触れる中で、「学問的な視点から、わが国の社会福祉学はかつてのイギリスのような努力がなされているだろうか」²⁾と嘆いている。

周知のとおり、"哲学 (philosophy)" の語源は、ギリシア語の "philos (愛している)" と "sophia (智慧)" との合成語としての "愛知" である。この愛知とは、いかなることであろうか。おそらくは、虚偽の前提を破る、つまりは「知と無知との二重世界の前提にある『知』(真理) そのものの廃棄を目指すものである」。³⁾ 換言すれば、解の探求よりも、寧ろ問いの精練を重視する立場であろう。

阿部志郎は「福祉の哲学」(問い) について、「福祉とはなにか、福祉はなにを目的とするか、さらに人間の生きる意味はなにか、その生の営みにとって福祉が果たすべき役割はなにかを、根源的かつ総体的に理解することであるが、それには、福祉が投げかける問いを学び、考えることである」⁴⁾と指摘している。また、秋山智久は、社会福祉哲学の枠組みとして、「社会福祉士教育、つまり国家試験にはない社会福祉原論や社会福祉の価値・倫

*医療福祉政策学講座

理」⁵⁾ を挙げている。まさに、先の問いは、これらの研究領域(科目群)の主題である。

本来、社会福祉哲学についての研究は、その意義・枠組み・内容を検討するものであるが、他方その学的探求結果が教育課程の中に明確な形で位置づけられなければ意味をなさない。そこで、本稿では、社会福祉学教育における社会福祉哲学の立上げの構想に資するべく、その現状と課題を明らかにすることを目的とする。

Ⅱ方 法

翻って、社会福祉学教育に係る教育課程編成の内的 基準として、国際ソーシャルワーク学校連盟(以下、 IASSW)および国際ソーシャルワーカー連盟(以下、 IFSW)による「ソーシャルワークの教育・養成に関す る世界基準」⁶⁾、日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉 専門教育委員会による「改訂版社会福祉系モデル・コ ア・カリキュラム」⁷⁾がある。また、外的基準としては、 通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設 置及び運営に係る指針について」⁸⁾等がある。

そこで、本研究では、第一に、内的・外的基準における社会福祉哲学の位置づけについて検討する。第二に、 日本社会福祉教育学校連盟加盟校の教育課程における社 会福祉哲学の位置づけについて検討する。第三に、以上 の現状を踏まえ今後の課題について言及する。

すなわち、本稿の方法は、社会福祉哲学を探求する本来のあり方である、あるべき姿・どうあるべきか(ought to be)に準拠するのではなく、寧ろそこにある現実の仕組みや枠組み・あるがままの姿(to be)に準拠しつつ社会福祉哲学の位相を論じようとする野心的な試みである。

なお、倫理的配慮については、本稿は多数の文献・資料等を素材とする文献研究である。したがって、文献・資料等の引用にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理 指針の規定を遵守するものである。

Ⅲ 結 果

1. 内的基準

社会福祉学教育が準拠する内的基準としては、先に指摘した国際関係文書の他、英国や米国における教育関連文書が存在する。ここでは、それらの文書の中から、社会福祉哲学に関連するキーワードである「価値」「倫理」「思想」「原理」に係る件を抽出する。

(1) 国際関係文書

ここでいう、国際関係文書とは、IFSWとIASSWとの合意により作成された「ソーシャルワークの定義」「ソーシャルワークの倫理:原理に関する表明」「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」を意味

する。

1)IFSWおよびIASSW「ソーシャルワークの定義」

定義では、社会福祉の価値を表示するものとして、「-前略-人権と社会正義は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」と表明されている。また、その定義の解説の中では、「ソーシャルワークは、価値、理論、および実践が相互に関連しあうシステムである」とされている。価値に係る注釈では、「ソーシャルワークは、人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている。一中略-ソーシャルワークの諸価値は、この専門職の、各国並びに国際的な倫理綱領として具体的に表明されている」との文脈により、価値は倫理として具体化される。

2)IFSWおよびIASSW「ソーシャルワークの倫理:原理に関する表明」

同文書「4.原理」では、社会福祉哲学を構成するキー ワードの内実が、より一層明確化されてくる。すなわ ち、「4-1人権と人間の尊厳」では、「ソーシャルワーク は、すべての人について固有の価値と尊厳の尊重、およ びここから派生する諸権利に基盤を置く。ソーシャル ワーカーは個々の人間の身体的、心理的、情緒的、そし て精神的な統合と福祉(ウェルビーイング)を増進し、 そして守らなければならない。これは、以下のことを意 味するものである。1.自己決定に対する権利を尊重する こと、2.参加への権利を促進すること、3.個々の人間を 全体として捉えること、4.ストレングスを見出し伸ばす こと」であると。また、「4-2 社会正義」では、「ソー シャルワーカーは、社会全般に関して、また自分たちが 対象にしている人々に関して、社会正義を進める責任が ある。これは、次のことを意味する。1.不利な差別に立 ち向かうこと(以下、解説省略)、2.多様性を認識する こと、3.資源を公正に分配すること、4.不公正な方針や 実践に対して立ち向かうこと、5.団結して働くこと」で

3) IASSWおよびIFSW「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」

同文書「4.コア・カリキュラムに関する基準」では、社会福祉哲学を構成するキーワードの教育上の位置づけが明確化される。すなわち、「4.2.4 ソーシャルワークのパラダイム」では、「以下に示すような認識の仕方(それらは互いにオーバーラップもするが)が、現在のソーシャルワークの教育、養成、実践の特徴であるが、これらはコア・カリキュラムに反映させるべきである。・すべての人間の尊厳、価値、個性を理解し、認める。・ま

クロ、メゾ、マクロにおいて、すべてのシステムが相互 に関連しあっていることを理解する。●人々を社会的に 無力化し、周辺化し、排除する社会構造、政治的、経済 的状況の中におけるアドボカシーと変革の重要性を認識 する。●人間を中心に据えた発達アプローチを通して、 個人、家族、組織、コミュニティの能力向上とエンパワ メントに焦点をあてる。●サービス利用者について理解 しかつその権利を尊重する。●社会文化的な期待がある ことに十分に配慮しつつ、標準的ライフサイクルにおけ る発達過程の理解を通して問題解決志向の社会化や予期 的社会化、及び年齢に伴う影響との関連において予期さ れる課題や危機を認識する。●すべての人間の強さと潜 在可能性を信じ、それらを見出し、認めていく。● "人 種"、文化、宗教、民族、母語、性、性的指向、障害の 有無の多様性を評価し、尊重する」(括弧内著者)と。 また、「9.ソーシャルワークの価値と倫理綱領に関する 基準」では、「ソーシャルワークの価値と倫理と原理は この専門職の中核をなすものであるという認識から、大 学・学校は常に以下の基準を達成するよう努めなければ ならない」とされている。

以上、国際関係文書では、「哲学」という文言は無いが、関連する「価値・倫理・原理」が教育の中核・基盤として最重要視されていることが看取される。

(2) 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会「改訂版社会福祉系モデル・コア・カリキュラム(VI群18項目)」(以下、コア・カリキュラム)

「倫理」については、表中 – Ⅱ 群 (倫理綱領)、Ⅲ群 (倫理基準)、Ⅳ群 (研究倫理) の例示部分が該当する。

「価値」については、「第2節Ⅱ群社会福祉専門職の 基本に関わる実践能力-社会福祉学を基礎として社会福 祉専門職がソーシャルワーク実践を行うにあたって、 もっとも基礎となる価値理念としての人間の尊厳や基本 的人権に関わる概念、またそこから導き出される利用者 の意思決定能力概念の意味や意義および法的根拠を踏ま えた実践ができる能力が求められる。またその際、併せ て人と社会のあり方に関わる社会正義・反正義への広範 な視野を持てることが望まれる」の部分が該当する。ま た、「この群は以下の3つの項目から構成される。各項 目の達成目標を示し、細部を表4に示す。1. 人の尊厳 と人権擁護を基本に据えた実践能力 - 【達成目標】社会 福祉専門職の最も基本的な価値理念である基本的人権を めぐる諸概念を理解し説明できる。 2. 利用者の意思決 定能力を支援する実践能力 - 【達成目標】主体としての 利用者が自ら意思決定できるように基本概念を理解して 支援することが出来る。3. 社会正義に基づいて広範な 視野を有する実践能力 - 【達成目標】人と社会のあり方 を律する最も基本的概念である社会正義を把握し、それ に基づいて視野を広げた実践ができる」とされている。 「思想」については、「Ⅱ群表中(人権思想、思想・制度の起源~)、Ⅲ群表中(社会改良思想、人権思想)、 Ⅵ群(思想研究)」が該当する。

「原理」については、「 I 群 1 社会福祉概念の定義・ 内包・外延およびその概念に関する理論的立場を説明す る能力 - 本コア・カリキュラムの出発点は「社会福祉」 概念に関する理解である。概念は、その定義の内包と外 延を正確に把握し、且つ社会福祉学の原理論、そこにお ける主要概念等によって社会福祉の基本的視野を理解 し、それらを説明することができることが求められる」 の部分が該当する。また、「この群は以下の5つの項目 によって構成される。各項目の達成目標を示し、その細 部の構成を表1に示す。1.社会福祉の理念 - 【達成目標】 社会福祉の理念と理念に影響を与える要素について説明 できる。2.社会保障・社会福祉の位置づけー【達成目標】 社会・市場・社会政策等社会福祉の外延にあるものと社 会福祉との関連性について説明できる。3.社会福祉学一 般理論・原理論 - 【達成目標】社会福祉学の一般理論・ 原理論・福祉国家のタイプについて説明できる。4.社会 福祉の主要概念 - 【達成目標】社会福祉制度を方向づけ る主要な概念を説明できる。5.社会福祉における実践主 体の体系 - 【達成目標】社会福祉の実践主体について説 明できる」とされている。なお、コア・カリキュラムで は、「哲学」の該当箇所はない。

以上、コア・カリキュラムでは、「哲学」という文言は無いが、関連する「価値・倫理・思想・原理」が教育の中核・基盤として最重要視されていることが看取される。この枠組みは、社会福祉学一般理論・原理論において多少政策論的色彩が加味されてくるものの、先に一瞥した国際関係文書とほぼ同等であるといえよう。

(3)参考資料ーその他の教育関連文書

ここでは、内的基準に係る参考資料として英国や米国における参考例⁹⁾ の他、国際連合による先行研究¹⁰⁾ の成果を概観する。

1) 英国: Quality Assurance Agency for Higher Education(QAA), 'Subject benchmark statement for social work' (2008)

当該テーマに該当する箇所は、ソーシャルワーク教育の到達目標における「3)価値と倫理」の部分が該当する。すなわち、「①ソーシャルワークの価値の特質、歴史的展開と適用、②倫理的かつ公的援助者としてのソーシャルワーカーの実践に固有の権利、責任、自由、権威および権限といった道徳的概念、③社会福祉における正義、ケアと統制、これらの実践的、倫理的意味合いとの複雑な関係、④対人関係および専門職の情況における価値のディレンマと葛藤の理解、その克服に関する哲学的

倫理の諸側面、⑤倫理的実践や専門職としての行為を規定する綱領と他の専門職集団がもっている異なった綱領によって生じる潜在的な葛藤の処理に対する考えかた」である。

2)米国:ソーシャルワーク教育協議会(CSWE)教育方針と認可基準(EPAS)-2008年承認、 2010年3月改訂

当該テーマに該当する箇所は、「教育方針」の以下の部分である。すなわち、「1.教育の使命と目標 教育方針1.0使命と目標 - 各学校のかかげるソーシャルワーク教育プログラムの使命と目標は、専門性(profession)の修得を目的とすること、専門価値(professional values)

(教育方針1.1) を基盤とすることを明記し、その地域の教育プログラム背景(Program Context)(教育方針1.2) を反映したものである。教育方針1.1価値 – 貢献(service)、社会正義(social justice)、人の尊厳(the dignity and worth of the person)、人間関係の重視(the importance of human relationships)、誠実(integrity)、専門力量(competence)、人権(human rights)、そして科学的研究(scientific inquiry)が、ソーシャルワークの核(コア)となる価値である。これらの価値は、中心的カリキュラム(Explicit Curriculum)と補完的カリキュラム(Implicit Curriculum)の基礎であり、すべての人びとを尊重し、社会的・経済的正義を追求する専門職として遂行する責務の基本である」と。

3) 国際連合・第3回社会福祉教育調査報告(1958年)

当該テーマに該当する箇所は、以下のとおりである。すなわち、「第7章社会福祉の教育(3):社会福祉の一般理論と方法原論 A.社会福祉に必要な知識と技術 - 前略 - (4)専門的職業の中心的知識と哲学。 - 中略 - なお、社会福祉哲学では、専門職業人としての研究ならびに社会的対策行動の義務を教える。 - 中略 - B.社会福祉原論の基本的内容 - 中略 - 社会福祉の哲学においては、その価値観ないしは前提となる哲学的および倫理的仮定を理解させねばならない。それは(a)社会的地位、人種、宗教、政治的信念のいかんにかかわらず個々の人間の尊厳性を認めること、(b)個人差や地域の個性を尊重しながらも、それを公共の福祉に調和させること、

- (c) 自助を奨励して自信と責任能力を向上させる、(d) 個々の条件のなかで満足な生活を営む機会を増大させること、(e) 人間的要求にかんして社会福祉の理論に合致する社会的施策を実現するような専門職業人としての責任を取ること、(f) 専門職業的関係の秘密を守ること、
- (g) この関係を使って対象者が自由にかつ自信をもって行動するように援助すること、(h) この専門職的関係は、個人と社会の最大の利益を促進するためにのみ使われなければならない。それだけに学生にはこれらの人間

観や世界観に接することによって、あらためて自己省察 を加えるようになる(傍点著者)」と。

以上、英国の例では、ディレンマや葛藤の克服の方途の一つとして社会福祉の哲学が位置づけられていることが注目すべき点である。また、米国の例では、ソーシャルワークのコアとなる価値の内実が明示されている。さらに、彼の有名なヤング・ハズバンドにより執筆された国連による調査報告書では、それらの内容が社会福祉原論の守備範囲とされていた。この点については、筆者も首肯したい。かかる事実を目の当たりにし、改めて社会福祉原論の復権を希求するものである。

2. 外的基準

わが国の社会福祉教育にとって、極めて厳格な規律密度を有するものが、社会福祉士養成に係る指定規則に基づく「通知・社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」である。また、その内実を抽出するため、当該テーマに係る社会福祉士国家試験の過去問題について一瞥する。さらに、当該テーマに係る社会福祉士養成教育内容の水準の象徴的事実として、現存する体系的テキストⁱの記述内容について概観する。

1) 指定科目の教育内容

指定科目における「哲学」や「原理」に係る用例は、「現 代社会と福祉〕の「シラバスの内容・ねらいー福祉の原 理をめぐる理論と哲学について理解する」「含まれるべ き事項 - ②福祉の原理をめぐる理論と哲学」「想定され る教育内容の例-○福祉の原理をめぐる理論、○福祉の 原理をめぐる哲学と倫理」である。また、倫理に関する 用例は、「相談援助の基盤と専門職」の「シラバスの内 容・ねらい-相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専 門職倫理について理解する」「含まれるべき事項 - ⑦専 門職倫理とジレンマ」「想定される教育内容の例 - ○専 門職倫理の概念、○倫理綱領、○倫理的ジレンマ」およ び[相談援助実習指導]および[同実習]の「シラバス の内容・ねらい-社会福祉士として求められる資質、技 能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応 できる能力を修得する」であった。なお、「価値」や「思 想」についての用例はない。

2) 国家試験の出題基準および過去問題

社会福祉士国家試験(科目別出題基準)における「哲学」や「原理」の用例については、唯一[現代社会と福

¹ここでいう「体系的」とは、論理整合性の水準を示したものではなく、「全科目(シリーズ)」と同様の意味に止まるものである。なお、ある意味では、教科書は当該学問分野の学的水準を反映したものともいえる。

表1-試験科目別出題基準 [現代社会と福祉-抜粋]

大項目	中項目	小項目(例示)
2 福祉の原理をめぐる理論と哲学	1) 福祉の原理をめぐる理論	_
	2) 福祉の原理をめぐる哲学と倫理	_

祉] に見られる。表1を参照されたい。

表中の大・中・小項目の位置付けと関係は、以下のとおりである。大項目は、中項目を束ねる見出しであり、科目全体の範囲を示すものである。中項目は、試験の出題内容となる事項であり、試験問題はこの範囲から出題されることとなる。また、中項目は、出題基準として、試験問題の出題範囲という観点から配列されているため、学問的な分類体系とは必ずしも一致しない。小項目は、中項目に関する事項をわかり易くするために例示した事項である。さらに、表中の「-」は、例示なしの個所である。なお、「倫理」については、「相談援助の基盤と専門職」において散見された。「価値」や「思想」についての用例はない。

これだけでは、「哲学」を構成する具体的な内容が不明である。そこで、当該テーマに係る過去の国家試験問題"を概観する。表2および表3を参照されたい。

第23回の「原理」に係る設問は、概ね社会福祉の理念

を反映した選択肢といえよう。第24回の「思想」「原理」に係る設問は、社会福祉の理念とボトム・アップ型の思想(自立生活運動)との対比を意図した選択肢といえよう。第25回の自由と平等を主題とする「原理」「哲学」に係る設問は、社会福祉哲学というには違和感を禁じ得ない。寧ろ、政治哲学や公共哲学の範疇に含まれる選択肢といえよう。¹¹¹したがって、ここでも社会福祉哲学の内実を明確に抽出することはできない。

3) 体系的テキストの記述内容

管見の限り、現存する新カリキュラムに対応した体系的なテキストは、以下の6編である。ここでは、[現代社会と福祉]のテキストに基づき、その中から「原理」「哲学」「思想」「倫理」に該当する箇所を抽出する。

○全社協『社会福祉概論 I -現代社会と福祉 (第 4 版)』 2013年 2 月27日発行

第3部社会福祉の理念と枠組み、第1章福祉の原理と 理念、第1節人間の尊厳と哲学 - 近代人権思想の確立

表2-国家試験問題[現代社会と福祉]における「原理」「思想」「哲学」

	第25回(2013年)	第24回(2012年)	第23回(2011年)	第22回(2010年)		
問題	原理・哲学(問題23)	思想・原理(問題23)	原理(問題22)	_		
主題	自由と平等	_	_	_		
キーワード	①リバタリアニズム		①ソーシャル・インク			
	②古典的自由主義/新自	①ナショナルミニマム	ルージョン			
	由主義	②ベヴァリッジ報告	②格差原理			
	③パターナリズム	③世界人権宣言	③エンパワメント	_		
	④レスポンシブ・コミュ	④ノーマライゼーション	④ノーマライゼーション			
	ニタリアニズム	⑤自立生活運動	⑤ケイパビリティ・アプ			
	⑤フェミニズム運動		ローチ			
正答	④レスポンシブ・コミュ	⑤自立生活運動	⑤ケイパビリティ・アプ			
	ニタリアニズム	10日五生伯建期	ローチ	_		

【注】表中の「-」は、非該当を示す。

表3-国家試験問題[相談援助の基盤と専門職]における「価値」「倫理」

第25回(2013年)	第24回(2012年)	第23回(2011年)	第22回(2010年)
問題93:ブトゥリムのSWの3つの価値前提		問題88:ソーシャルワーク	
①実践の中から生まれた・SWの独自かつ固有		の価値	
の価値		①バートレット	
②道徳的価値		②ブトゥリム	
③「人間尊重」 - ヘーゲル学派の哲学が基盤		③コーズ	
●「人間の社会性」		4 レヴィ	
⑤「人間の変化の可能性」 - 決定論的人生観	_	⑤ベーム	_
問題96:専門職倫理		問題89:規範-倫理学	
①制度とのジレンマ		①アリストテレス - 善	
②守秘義務 – ジレンマ		②黄金律	
③EPS (倫理的原理のスクリーン)		3ベンサム − 功利主義	
④米国のマネジドケア - 自己決定の矛盾		④カント-定言命法	
⑤児童虐待-子どもの権利		⑤ロールズ – 原初状態	

【注】表中の「-」は、非該当を示す。また、表中の黒丸数字は、正答を示す。

〔執筆者: 関家新助〕、1近代人権思想の歴史的・哲学 背景-人権思想の確立、2人間の尊厳を支える哲学-人 間であることの条件;人間理解の原点、快・不快(苦) の哲学/自己責任・自己決定/自由の問題 - freedom とliberty/愛について - 類的存在とhospitality・agape・ philanthropy、第2節福祉の原理への理論的接近〔執筆 者: 圷洋一〕、1福祉の原理と政治イデオロギー、規範 原理と存立原理/政治イデオロギーと福祉政策、2福祉 政策の存立原理、福祉政策の存立原理-資本主義と民主 主義の衝突/資本主義的「自由」と民主主義的「自由」 /民主主義的「自由」の進展、3福祉政策の規範原理; 福祉政策における目的-手段の連鎖/福祉政策をめぐる 主要な政治イデオロギー/社会福祉の援助原理、第3節 社会福祉の理念〔執筆者:京極高宣〕、1理念の定義、 2社会福祉理念の変遷;インディペンデント・リビング /ノーマライゼーション/ソーシャル・インクルージョ ン、3わが国の各福祉立法の目的および理念。

このテキストからは、「哲学」「思想」「原理」のキーワードが抽出された。また、国際関係文書に見られる、人間の尊重や人権について展開されている他、規範的問題についても踏む込んだ内容となっている。

○ミネルヴァ書房『現代社会と福祉』 2012年 3 月30日発 行

第2章社会福祉の思想と原理〔執筆者:大橋謙策〕、 1社会福祉の目的と自立生活のとらえ方-1「福祉」の 語義、2社会福祉における自立の概念;労働的・経済的 自立/精神的・文化的自立/身体的・健康的自立/社会 関係的・人間関係的自立/生活技術的・家政管理的自立 /政治的・契約的自立、2「社会の制度」としての救済 制度と社会福祉思想-1社会的対応が求められる生活課 題、2労働力の確保と救貧および社会福祉の思想、3社 会発展の考え方と社会福祉の思想、3「社会の制度」の 分化・発展と対人援助。

このテキストからは、「思想」「原理」のキーワードが 抽出された。また、禁欲的に「哲学」には触れていない ものの、このテーマに係る先行研究に準拠した標準的な 内容となっている。

○中央法規『現代社会と福祉(第3版)』2012年2月1 日発行^{iv}

第3章福祉の思想と哲学〔執筆者:後藤玲子〕、第1

"2007年改正に係る現行カリキュラムに基づく国家試験は、2010年の第22回から開始されている。

"ただし、政策論に特化した場合には、このような議論が含まれないわけではないが。

**このシリーズでは、第2版までの[現代社会と福祉] のサブタイトルが「社会福祉原論」であった。 節福祉の思想、1「社会福祉」を支える思想 - 観点とし てのリスク/実践を支える思想と制度を支える思想/共 感と利他心と権利概念/歴史的不正義に対する補償・賠 償/自然的・社会的属性の制度的拡張に対する補償/合 意された公共的価値の促進/広義の相互性概念/公共的 相互性と日本国憲法、第2節市場の論理と倫理、1市場 的分配の論理の特性 - モノの価格(価値)を決める特権 の不在/貨幣のヴェールのもとでの匿名性/効率性/便 益と負担の衡平性/市場的分配の倫理、2福祉の思想の 独自性 - 市場の失敗と政府の失敗/市場の論理による福 祉制度批判、3市場の論理と福祉の視野-市場の論理の 限界/市場の論理の拡張/社会的な意思決定/インセン ティブ (誘因) 問題、4市場と福祉の調和・綱引き - 人々 の選好変化を介する調和/公共財・サービスにおける綱 引き、第3節ロールズとセンに学ぶもの、1ロールズ正 義論の射程、2センの潜在能力理論、3公共的推論によ る福祉の設計。

このテキストからは、「哲学」「思想」「倫理」のキーワードが抽出された。また、哲学の内容としては、ロールズやセンに代表される公共的分配に係るものであり、その意味では政策論に特化した内容となっている。

○弘文堂『現代社会と福祉』 2009年 3 月30日発行

第2章福祉の原理をめぐる理論と哲学〔執筆者:植木信一〕、1福祉の原理と理論-福祉の選別主義と普遍主義(選別主義と資力調査、選別主義の前史、選別主義から普遍主義へ、普遍主義における選別主義の位置づけ)/ナショナル・ミニマム(ナショナル・ミニマムの考え方、社会保障の発達、社会保障制度の概念)/福祉の供給体制の多元化(公的福祉と私的福祉、供給主体の多元化)、2福祉の原理と哲学-福祉のこころ(糸賀一雄と福祉の思想、朝日訴訟と生存権保障)/福祉思想の哲学(生存権保障、人権尊重、自己決定と自立支援、ノーマライゼーションとユニバーサルデザイン)/福祉の倫理。このままるとからは「哲学」「原理」「思想」「倫理」

このテキストからは、「哲学」「原理」「思想」「倫理」 のキーワードが抽出された。しかし、哲学については従 来型の社会福祉の理念に係る議論を整理したにとどまり 新奇性は見られない。

○kumi 『現代社会と福祉』 2009年 3 月26日発行

第2章福祉の原理をめぐる理論と哲学〔執筆者:小林恵一〕、第6回福祉の原理をめぐる理論 - 戦前の社会福祉研究とその到達点/戦後の社会福祉研究の出発(社会福祉の体系的理解を試みたアプローチ、技術論的アプローチ、統合論的アプローチ)/高度経済成長期以降の社会福祉理論研究/低成長期の社会福祉理論研究、第7回福祉の原理をめぐる哲学と倫理 - 基本的人権観念と社会福祉/ノーマライゼーションの登場と世界的浸透/自立の思想 - 自己決定と社会参加/社会福祉専門職として

の「倫理」/福祉の「哲学」の確立に向けて。

このテキストからは、「哲学」「原理」「思想」「倫理」のキーワードが抽出された。しかし、哲学については従来型の社会福祉の理念に係る議論を整理したにとどまり新奇性は見られない。

○へるす出版『社会福祉原論-現代社会と福祉』2009年 2月10日発行

第2章福祉の原理をめぐる理論と思想〔執筆者:岩崎晋也〕、I福祉の原理をめぐる理論-A社会政策と社会福祉の関係性、B社会福祉(社会事業)政策の成立、C社会福祉の補充性、D社会福祉の固有性、E社会福祉のL字型構造、F現代社会において社会福祉が果たすべき機能、II福祉を支える思想-A思想のもつ意味、B福祉の思想の前提となる人間観、C福祉の思想の前提となる社会観、D福祉の思想、E福祉専門職の倫理

このテキストからは、「原理」「思想」のキーワードが 抽出された。また、禁欲的に「哲学」には触れていない ものの、このテーマに係る先行研究に準拠した手堅い内 容となっている。

さて、全体的に見れば、社会福祉の哲学に係るテキストの記述内容は、それぞれに力点の異なる展開とはなっているものの、多彩な記述内容からは一定の枠組みを抽出することは困難である。

3. 教育課程における社会福祉哲学の位置づけ

1) 検索方法等

検索対象とする教育機関の選定においては、一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟加盟校(以下、学校連盟)とした。学校連盟は、社会福祉士養成に特化した教育機関の団体である社団法人日本社会福祉士養成校協会とは異なり、いわゆる社会福祉教育に係るわが国のナショナル・センターである。検索は、学校連盟加盟校ホームページに掲載されていた159校(2013年4月1日現在:四年制大学142校、短期大学11校、専門学校6校)を対象とした。

検索方法は、以下のとおりである。①各教育機関のホームページより、シラバス公開ページを探した。②シラバス検索システムが設置されているホームページについては、科目名もしくはキーワード検索で「哲学」「価値」「倫理」「思想」の語句をそれぞれ一つずつ検索した。それぞれの検索で抽出された科目を、ブラウザの検索機能(ツールバー「編集」→「検索」(or「ページの検索」など)を使用して「福祉」の語句が含まれている科目名称を抽出した。③シラバス検索システムが設置されていないホームページでは、情報公開のページから、「教育情報の公開」などで公開されている科目一覧から上記のキーワードをブラウザの機能で検索した。④公開情報が

PDFファイルの場合は、PDFビューア(adobe reader等)の検索機能を用いて検索した。また、PDFファイルによる検索を実施したいずれの教育機関でも、PDFファイルに検索可能な文字コードが設定されていたため、検索に支障はなかった。⑤検索で使用したブラウザはFire Fox 20.0、PDFビューア:Evince 3.4である。⑥なお、シラバスを公開していなくとも、カリキュラムマップ等で確認できた教育機関はデータを入力した。

2) 検索結果

ジェネラリストの養成を対象とする教育課程の特徴を 概観するため、大学院研究科における開講科目を除外し た。また、連字符科目名は最初にくる関連キーワードに より分類した。

「福祉」&「哲学」は、5件(全体3.1%・四年制大3.5%) であった。すなわち、①福祉哲学と倫理(北海道医療大 学)、②福祉の哲学(神奈川県立保健福祉大学)、③福祉 哲学(大阪府立大学)、④福祉哲学(関西福祉大学)、⑤ 福祉の哲学・倫理(長崎国際大学)である。「福祉」&「価 値」は、0件であった。「福祉」&「倫理」は、5件(全 体3.1%・四年制大3.5%)であった。すなわち、①福祉 と倫理(十文字学園女子大学)、②現代人間論系演習〔社 会福祉の論理と倫理](早稲田大学)、③倫理と社会福祉 (花園大学)、④福祉倫理(福山平成大学)、⑤福祉の倫 理 (沖縄大学) である。「福祉」&「思想」は、8件(全 体5.0%・四年制大5.6%) であった。すなわち、①福祉 思想論(東北福祉大学)、②福祉思想(桜美林大学)、③ 社会福祉の思想 (明治学院大学)、④キリスト教社会福 祉思想史1 (敬和学園大学)、⑤キリスト教社会福祉思 想史2 (敬和学園大学)、⑥社会福祉の歴史と思想(同 志社大学)、⑦社会福祉の思想と哲学(関西学院大学)、 ⑧社会福祉思想 (岡山県立大学) である。

3)「福祉」&「哲学」のシラバス内容の検討

○福祉哲学と倫理(北海道医療大学)第4学年・選択2 単位

①ガイダンス(講義計画の概要および学習方法等についてのガイダンス)、②福祉と哲学 I(哲学における重要な問い-理性の関心〔カント〕)、③福祉と哲学 II(社会福祉の本質と哲学)、④福祉と哲学 II(幸福の探求 1-自己実現)、⑤福祉と哲学 IV(幸福の探求 2-他者の存在)、⑥福祉おける倫理 I(正義論 1-ロールズ)、⑦福祉おける倫理 I(正義論 2-マイケル・サンデル)、⑧福祉おける倫理 I(正義論 3-シナリオ作り)、⑨福祉おける倫理 IV(発表と討論)、⑩福祉おける倫理 V(発表と討論)、⑩福祉おける倫理 V(発表と討論)、⑪福祉と社会 I(社会とは何か 1-アレント『人間の条件』)、⑫福祉と社会 I(社会とは何か 1-アレント『人間の条件』)、⑫福祉と社会 II(「貧しさ」と「豊かさ」の概念』〕)、⑬福祉と社会 II(「貧しさ」と「豊かさ」

この内容から、この講義では規範的な議論を中心としているが看取される。

○福祉の哲学(神奈川県立保健福祉大学)第4学年・必 修1単位

①出会い(人間成長の相互性と可能性)、②ひとりとみんな(人間存在の意義)、③強さと弱さ(コミュニティの原理と共存)、④ "おなじ"と "ちがう"(異質性の認識と受容)、⑤孤立と孤独(老いについて)、⑥ボランタリズム(自立と連携)、⑦官と民(agendaとnon-agendaー公の創造)、⑧ヒューマン・サービス(文化の形成)。

この内容から、この講義では個から集団そして社会や 文化への視点の醸成を中心としていることが看取され る。

○福祉哲学(大阪府立大学)第3学年・必−選不明2単位

①「主体と他者」はなぜ社会福祉にとって重要なテーマであるのか、②「主体」「主体性」とソーシャルワーク、③「他者」という問題系(問題提起)、④「他者」という問題系(討議)、⑥他者を理解するということの意味(討議)、⑦「わかったつもり」の暴力-表象と社会福祉、⑧援助関係とパターナリズム(問題提起)、⑨援助関係と非対称性(討議)、⑩援助関係と非対称性(討議)、⑪援助における暴力を打ち破るもの:自己決定の可能性(問題提起)、⑫援助における暴力を打ち破るもの:自己党知と反省的視点(問題提起)、⑬暴力を打ち破るものとは(討議)、⑭暴力を打ち破るものとは(討議)、⑭暴力を打ち破るものとは(討議)、⑭

この内容から、この講義では援助関係における課題を 中心としていることが看取される。

○福祉哲学(関西福祉大学)第3学年・必-選不明2単 位

①福祉哲学の構想(哲学とは何か。そして、福祉哲学とは何をすることなのかを説明する)、②社会福祉における人間理解(社会福祉は人間をどのように理解しているのかを学ぶ)、③私と尊厳(私とは何か、という問いを通して尊厳の意味を学ぶ)、④彼方にいる他者(私と他者のあり方の違い、他者は無限の彼方にいることを説明する)、⑤近くにいる他者、他者への責任=倫理(私たちには他者への責任があることを説明する)、⑥正義(正義の意味と社会福祉における正義について説明する)、⑦福祉の心(福祉の心について説明する)、⑧社会

福祉の本質1 (先行研究において、社会福祉の本質がどのように理解されてきたのか説明する)、⑨社会福祉の本質2 (社会福祉の本質を "来たるべき"公共性という観点から説明する)、⑩宗教と福祉(宗教と福祉の関わりについて説明する)、⑪承認〔認められること〕(社会福祉の理念における承認の重要性について説明する)、⑫新たな公的責任(福祉思想しての新たな公的責任について説明する)、⑬福祉思想と文学(『星の王子さま』や『小公女』などの作品を通して福祉思想を学ぶ)、⑭阿部志郎の福祉哲学(日本の社会福祉に多大な影響を及ぼした阿部志郎の福祉哲学を紹介する)、⑮テストを通しての振り返り(テストを通して本講義で考えてきたことを振り返る)。

この内容から、この講義ではものの見方や考え方(問いの立て方)の醸成を中心としていることが看取される。 ○福祉の哲学・倫理(長崎交際大学)第3学年・選択2 単位

①オリエンテーション(授業計画の概要、学習方法について)、②福祉と哲学1(「人間」という存在について)、③福祉と哲学2(人間の尊厳、社会福祉の目的)、
④福祉と哲学3(人権思想について)、⑤福祉と哲学4(社会的存在である人間の「共生」について)、⑥福祉と倫理1(「倫理」の意味、人間の「生」について)、⑦福祉と倫理2(「幸福」について)、⑧福祉と倫理3(「徳」「道徳」について)、⑨福祉と倫理4(「自己という主体」「他者への責任」について)、⑩福祉と倫理5(「個人と社会」について)、⑪発達段階と福祉1(「子どものQOLを高める」ために)、⑪発達段階と福祉2(「困難を抱える子どもの支援」について)、⑬発達段階と福祉2(「困難を抱える子どもの支援」について)、⑬発達段階と福祉2(「西難を抱える子どもの支援」について)、⑬発達段階と福祉3(「高齢者のQOLを高める」ために)、⑭福祉の心(「正義」「自由」「平等」について)、⑮まとめ(「ヒューマン・サービスとしての福祉」について)。

この内容から、この講義では国際関係文書に見られる "発達"の視点を取り入れた内容となっていることが看 取される。

さて、全体的に見れば、社会福祉の哲学に係る科目は、全ての教育機関において第3学年以上の開講である。また、その多くが2単位科目である。内容についても、それぞれ特色ある教育内容となってはいるものの、やはり社会福祉哲学の枠組みについて一定の合意形成がなされていなことが看取された。

Ⅳ考 察

かつて、レオナード・ハントは、「ソーシャルワークの議論や文献の中に哲学が殆ど欠落している」¹¹⁾ と指摘した。その衝撃的な指摘から35年を経過した今日、われわれは社会福祉哲学を構築できたと言えるであろう

か。

また、秋山智久(2004)は、社会福祉哲学の必要性について、次の8点を指摘している。¹²⁾ すなわち、①社会福祉哲学による平和・人権・安全の希求、②社会福祉哲学による人間尊重、生命の尊厳、人権の探求、③社会福祉哲学による社会福祉の進むべき方向の示唆、④社会福祉哲学に基づく社会福祉的人間観の確立、⑤社会福祉哲学による社会福祉実践の価値観の探求、⑦社会福祉哲学による社会福祉の「対象」となる人間の不幸、人生の不条理の解明、⑧社会福祉哲学に基づく社会福祉専門職の実践の拠り所=支えられる価値観の提供であった。

さて、本稿では、社会福祉哲学の枠組みや内容につい て、社会福祉学教育の視点から検討してきた。具体的に は、先の結果に示したとおり、第一に社会福祉学教育 (特に、社会福祉専門職養成教育)の内的基準となる国 際関係文書をもとに当該教育における哲学の意義につい て概観した。そこでは、概ね「哲学」というキーワード が検出されないまでも、その内実としての「価値」や「倫 理」が教育課程の中核に据えられており、その重要性の 程が看取された。第二に、現状の社会福祉学教育の外的 基準となる国家試験受験資格取得教育における哲学の意 義について概観した。そこでは、「哲学」「原理」「思想」 「価値」「倫理」というキーワードが散見されるが、そ の内実については極めて曖昧である。その傍証の一つと して、当該キーワードに係る国家試験の出題内容やテキ ストの記述内容について確認した。その結果は、先の秋 山の8点の指摘の幾つかについて触れられてはいるもの の、枠組み無き内容の拡散化が懸念された。この点につ いては、第三に、わが国の社会福祉学教育課程における 社会福祉哲学の開講状況について確認した。その結果、 壊滅的なまでの科目開講の少なさが露見した。また、そ のシラバスを概観した結果、またしても枠組み無き内容 の拡散化を確認するのみであった。残念ながら、これが レオナード・ハントの指摘から35年を経た、わが国の社 会福祉学教育の現状である。

では、何故このような事態に陥ったのであろうか。 翻って、いわゆる社会福祉学教育(専門教育に限定して)には、二つの側面がある。一つは実践科学としての 社会福祉学を基礎とする職業教育である。いま一つは、 職業教育を前提としない社会福祉学に係る教養教育(主 にソーシャル・ポリシーを中心に)である。さらに、前者は広くソーシャルワーカー養成に係る社会福祉専門職養成教育と社会福祉士養成等に象徴される国家試験受験資格取得教育とに二分される。先に概観した内的基準は、社会福祉専門職としてのソーシャルワーカー養成を前提とするものである。他方、外的基準は、わが国の国家資格である社会福祉士等の養成を前提とするものである。予て筆者は、社会福祉の基本的性格に係る古典的テーマの一つである政策と技術の位相をめぐる問題に対し、制度的再分配としての「社会福祉」とボランタリズムを源流とする交換(応答)行為としての「ソーシャルワーク」とに再定位したことがある。¹³(図1参照)

この立場から、社会福祉哲学(広義)とは、交換(応答)原理を軸とする福祉哲学と分配原理を軸とする社会福祉哲学(狭義)とに分類されよう。先に指摘した、枠組み無き内容の拡散化とは、このことに由来する。*この全体像を俯瞰する視点の欠落が、社会福祉学において研究(エビデンス/ステークホルダー=利用者の最善の利益の実現)・教育・実践(四者関係)が、いま一つ上手くリンク(循環)しなかった要因でもある。

次に科目開講状況であるが、その要因の一つとして、 教育課程編成における自由度の圧迫の問題がある。現 在、社会福祉学教育を実施している多くの教育機関は、 同時に国家試験受験資格取得教育を実施しており、実質 的にキャップ制viに逆行する実態となっている。大学設 置基準では、4年制大学の卒業要件は124単位以上の単 位取得となっている。その中で、社会福祉士国家試験受 験資格を取得する場合には、指定科目のみでも概ね64単 位を要する。大学本来の意義に鑑みれば、いわゆる教養 教育の意義を徒や疎かにすることはできない。さらに は、当該教育機関の特色や独自性を打ち出す科目設置を 考慮すれば、思うに任せない状況であることが一目瞭然 である。しかし、悲嘆することはない。科目としての 社会福祉哲学の立上げがは重要であるが、他方では社会 福祉哲学について科目に還元しない議論を展開すること も現実的である。つまりは、各教員が自らの研究分野に 拘わらず社会福祉哲学に係る探求結果を渉猟・理解し、 関連する科目の教育内容としてモザイク的に盛り込むこ とである。そのためには、当該教育に携わる教員間で、 ディプロマ・ポリシーを前提とするカリキュラム・ツリー やカリキュラム・マップ、さらにはリーブリック評価等

図1-社会福祉学教育と原理(哲学)の位相

の教育課程編成に係るツールを用いた事前の合意形成が 喫緊の課題となる。すなわち、教育組織や体系的教育の 所以である。

最後に、社会福祉学教育界に内在する本質的課題につ いて言及する。すなわち、教育の前提となる"社会の要 請に応える社会福祉士の実践力の養成"という標語に内 在する幻想や矛盾の問題である。ここでいう"社会"と は、いったい何であろうか。周知のとおり、社会福祉学 の守備範囲は、マクロ的な制度的再分配に象徴される ソーシャル・ポリシーとしての社会福祉からミクロ的実 践を起点とするソーシャルワークまで多岐にわたる。そ の意味で、先の標語における社会に含意されるものを吟 味し直さなければならない。藤本夕衣 (2012) 14) は『古 典を失った大学 - 近代性の危機と教養の行方』の中で、 「ソクラテスの死」に象徴される哲学と社会との緊張関 係について言及している。ここでいう"哲学"とは、あ る事象に係る説明・解釈・実践等に対する再審問として の学問や大学の孤高の立場(哲学の丘)を表現したも のである。結論は、もはや自明である。原点に立ち返 り、"社会福祉士等の国家資格を有する社会福祉専門職 (ソーシャルワーカー)養成教育"の視点から、新たな 教育課程を自立的に再検討することである。そのために は、いわゆる社会との一定の距離(学問の独立性)が必 要である。

Ⅴ結 語

本稿では、社会福祉専門職養成教育における社会福祉 哲学の立上げの構想に資するべく、その現状と課題につ

*コア・カリキュラムは、「社会福祉学を基礎とする ソーシャルワーク教育」を標榜している。すなわち、学 教育と専門職養成教育との統合である。その意義に鑑 み、社会福祉哲学を位置・内容等について明記すべきで あった。

**大学等の高等教育機関におけるキャップ制は、学習者の卒業要件となる単位取得について、一定の制限を加える制度を意味する。この制度が適用された場合、一定期間(半年・一年等)内で同時に履修登録できる授業数が制限され、学習者の能力を超えた過剰な履修登録申請をしたり、選択必修の枠にある講義を保険として履修登録申請したりすることを防止することができる。

vii 一般に、学(science)としての成立要件は、原論(principle)、方法論(methodology)、歴史(history)確立であった。先述の国連による調査報告書をひも解くまでもなく、伝統的な社会福祉原理論・原論の構成要素の一つが社会福祉哲学であった。その意味では、原理・原論無き専門職養成教育からの転換が望まれる。

いて検討した。その結果は、以下のとおり約言される。

第一に、職業教育としての社会福祉学教育(社会福祉 専門職養成教育=ソーシャルワーカー養成教育)を自律 的に規定する内的基準に係る諸文書を概観した。その結 果、社会福祉哲学は、多くの場合は明示的に表現されて はいないものの、概ねどの文書にも共通する理念である 人間の尊厳や社会正義を基盤としており、その実践的展 開は価値や倫理として体現されていた。

第二に、職業教育としての社会福祉学教育のいま一つの側面である国家試験受験資格取得教育に係る外的基準では、哲学や原理の文言は明示されているものの、その内実については枠組み無き拡散化が見られた。この点については、当該概念に係る国家試験の過去問題や、体系的なテキストの記述内容、シラバスによる講義内容からも看取された。

第三に、わが国の社会福祉教育における代表的団体に加盟する教育機関を対象に、社会福祉哲学に関連する科目の開講状況について検討した。その結果は、壊滅的であった。開講している教育機関は全体の3.1%であり、その全てが四年制大学であった。また、その内容についても、先に指摘したとおりである。

第四に、枠組み無き内容の拡散化の要因として、社会福祉学教育の全体を俯瞰する視座の欠落と、研究・教育・ 実践・利用者の四者関係の循環の停滞を指摘した。本来は、学的営為が教育内容を主導し、さらには臨床場面における実践力の質を担保し、ひいては利用者の最善の利益の実現に資する四者関係の循環が、学的水準を高めるのである。

第五に、社会福祉学教育の再生のためには、"社会福祉士等の国家資格を有する社会福祉専門職(ソーシャルワーカー)養成教育"の原点に立ち返るべく、国家試験受験資格取得教育から一定の距離を保つべきことを指摘した。

文 献

- 1) N·ティムズ、D·ワトソン編、関家新助他訳(1988) 社会福祉の哲学-ソーシャル・ケースワークを中心 に. 雄山閣.
- 関家新助(2011)社会福祉の哲学 人権思想を中心に、中央法規、171頁。
- 3) 柄谷行人(2012) 哲学の起源. 岩波書店, 213頁.
- 4) 阿部志郎 (1997) 福祉の哲学. 誠信書房, 9頁.
- 5) 秋山智久(2012) 職業教育 専門職養成 社会福祉 士養成 - 教育は応えているか. 日本社会福祉教育学 会誌第6号,96頁.
- 6) 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)・国際ソー

- シャルワーカー連盟 (IFSW)・日本社会福祉教育学校連盟 (2009) ソーシャルワークの定義、ソーシャルワークの倫理:原理についての表明、ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準. 相川書房.
- 7) 日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門教育委員会編(2010) コア・カリキュラムに関する資料集. 日本社会福祉教育学校連盟.
- 8) 社会福祉士·介護福祉士·社会福祉主事制度研究会 監修(2009)改訂版社会福祉士·介護福祉士·社会 福祉主事関係法令通知集.第一法規.
- 9) 社団法人日本社会福祉教育学校連盟(2011) 平成22 年度「先導的大学改革推進委託事業」福祉系大学に おける人材養成機能向上に関する調査研究報告書.

- 10) 国際連合刊行・岡村重夫編訳(1970)世界の社会福祉教育,岩崎学術出版,259-261頁.
- 11) Leonard Hunt, "Social Work and Ideology", Noel Timms and David Watson ed. (1978) "Philosophy in Social Work", Routledge&Kegan Paul, London, p.24. (邦訳『前掲書』42頁)
- 12) 秋山智久(2004)「社会福祉哲学」の必要性. 秋山智久、井岡勉、岡本民夫ほか編:社会福祉の思想・理論と今日的課題. 筒井書房, 334~340頁.
- 13) 志水幸(2011) 社会福祉学教育における「正義」の 位相. 北海道医療大学看護福祉学部紀要No.18.
- 14) 藤本夕衣(2012) 古典を失った大学 近代性の危機と教養の行方. NTT出版.

SOCIAL WELFARE EDUCATION AND PHILOSOPHY

Koh SHIMIZU